

## 仕様書

担当課 総務課(庶務)

案件名称 都島区役所1階便所改修工事 石綿含有調査業務委託

納入期限 令和8年2月27日

納入場所 都島区役所

### 明細書

	品名	数量・単位	仕様	同等品 可否
	都島区役所1階便所改修工事 石綿含有 調査業務委託	1 式	別紙仕様書のとおり	否

## 仕 様 書

### 1 案件名称

都島区役所 1 階便所改修工事 石綿含有調査業務委託

### 2 目的

本業務は、都島区役所 1 階便所改修工事の事前調査として実施するもので、当該施設において受注者が書面調査及び目視調査を行い、なお石綿含有の有無が把握できない場合は後述する「6 採取箇所」において建材試料を採取し、各検体について対象種（アクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト及びトレモライト）の 6 種類について定性分析を行うものである。

### 3 履行場所

大阪市都島区役所（所在地：大阪市都島区中野町 2 丁目 16 番 20 号）

※別紙 1（附近見取図・配置図①）・別紙 2（配置図②）のとおり

### 4 履行期限

令和 8 年 2 月 27 日（金曜日）

### 5 材質等

対象となる便房等の材質等については、別紙 3・4（採取箇所図）及び別紙 5（室内仕上表（昭和 41 年新築工事））のとおり

### 6 採取箇所

試料採取箇所については、別紙 3・4（採取箇所図）のとおり

	採取箇所図	試 料 数	検 体 数
男子便所内壁	別紙 3	1	1
女子便所内壁		1	
多目的便所内壁		1	
便 房 外 壁	別紙 4	3	1

※本改修工事では、便所内壁タイルの全面撤去、便房入口周囲のモルタル撤去を予定している。

### 7 業務内容

#### （1）「作業計画書」の作成

調査に先立ち、作業手順、分析方法等をまとめた「作業計画書」を作成し、発注者に提出のうえ承諾を受けること。試料採取は、原則として月曜から金曜の午前 11 時から午後 5 時まで（祝日を除く）に行うこと。

## (2) 書面調査及び現地での目視調査

### ① 書面調査

- ・設計図書等による、改修等工事に係る建築物等の設置の工事に着手した日、使用されている建築材料の種類を確認
- ・使用されている建築材料のうち石綿が使用されている可能性があるものについて、石綿（アスベスト）含有建材データベース（<https://www.asbestos-database.jp/>）等を使用して石綿の含有の有無を確認

### ② 現地での目視調査

- ・改修等工事に係る建築物等において設計図書と異なる点がないか、現地で建築材料に印字されている製品名や製品番号等を網羅的に確認し、特定建築材料に該当する可能性のある建築材料を特定する
- ・書面調査及び現地での目視調査で石綿含有の有無が把握できず、分析調査を行う場合は、現地で当該建材を採取する

## (3) 試料の採取・分析

- ① 試料採取日は、事前に発注者と日程を調整し決定すること。また、試料採取実施者については、次のいずれかの資格を有していること。

ア 一般社団法人 J A T I 協会認定のアスベスト診断士

イ 建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程に基づく、建築物石綿含有建材調査者講習の修了者

ウ 労働安全衛生法に基づく、石綿作業主任者

- ② 分析は、(JIS) A1481-1 による分析方法を用いて行い、1 検体を各層（仕上塗材・下地調整塗材・下地モルタル）について分析すること。

- ③ 分析調査実施者は、公益社団法人日本作業環境測定協会の石綿分析技術評価事業の「評価区分 1 もしくは評価区分 5」における合格認定技術者であること。

- ④ 試料の採取箇所は、発注者が指定する場所（別紙 3・4（採取箇所図）を参照）とし、1 箇所当たり容量 10 cm<sup>3</sup> 程度を目安に試料を採取し、内壁面及び外壁面のそれぞれ 3 箇所の試料をもって各 1 検体とする。採取箇所の詳細位置については、発注者と現場確認し、協議のうえ最終決定するものとする。

なお、本調査は 1 階便所改修工事を目的とした事前調査のため、仕上塗材・下地調整塗材・下地モルタルを採取すること。

- ⑤ 分析結果は、検体採取後 30 日以内に発注者宛にメール（別途通知）にて速報を提出すること。

- ⑥ 試料採取痕は、固化材噴霧や接着剤塗布により、建材の飛散及び劣化等が進行しないように適切な処理を行い、塗材と類似した色のスプレーを塗布し、簡易補修を行うとともに清掃を行うこと。

- ⑦ 採取した試料は検体毎に密閉容器に入れ、施設名称・所在地、試料採取部位（位置）・試料名称・試料採取年月日・試料採取者名・試料採取方法を記録すること。

なお、試料採取記録簿（様式は問わない）については、試料採取位置の写真と併せて発注者へ提出すること。

⑧ 試料採取中の状況、試料採取後の状況及び採取した試料については、ホワイトボード等を使用し明瞭に撮影すること。

⑨ 業務の履行に関しては、本仕様書及び「石綿則に基づく事前調査のアスベスト分析マニュアル【第2版】令和4年3月 厚生労働省」に基づいて実施すること。

#### (4) 報告書（成果物）の作成

① 2部作成し編綴の上、発注者に提出すること

「測定分析結果」及び「採取位置図」、「試料採取等の状況写真」、記録事項

② CD-R等の記録メディアにデータを格納し2部提出

測定分析結果及び採取位置図（PDF形式）

試料採取等の明瞭な状況写真（画像データ形式：200万画素程度以上／枚、目次データ別途要）

### 8 提出書類

受注者は契約締結後、発注者の指定する次の業務委託提出書類（指定のない限り様式不問）を作成し、速やかに「11 事業担当」に提出すること。

（1）業務着手届

（2）作業計画書【7（1）による】

（3）業務責任（担当）者届

（4）有資格者であることを証する証明書の写し【7（3）による】

（5）業務完了届

（6）報告書【7（4）による】

### 9 再委託の制限

（1）本委託業務における「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

ア 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等  
イ 仕様書「7 業務内容」に規定する業務

（2）受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

（3）受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

（4）地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

(5) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を第3項及び第4項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

## 10 その他

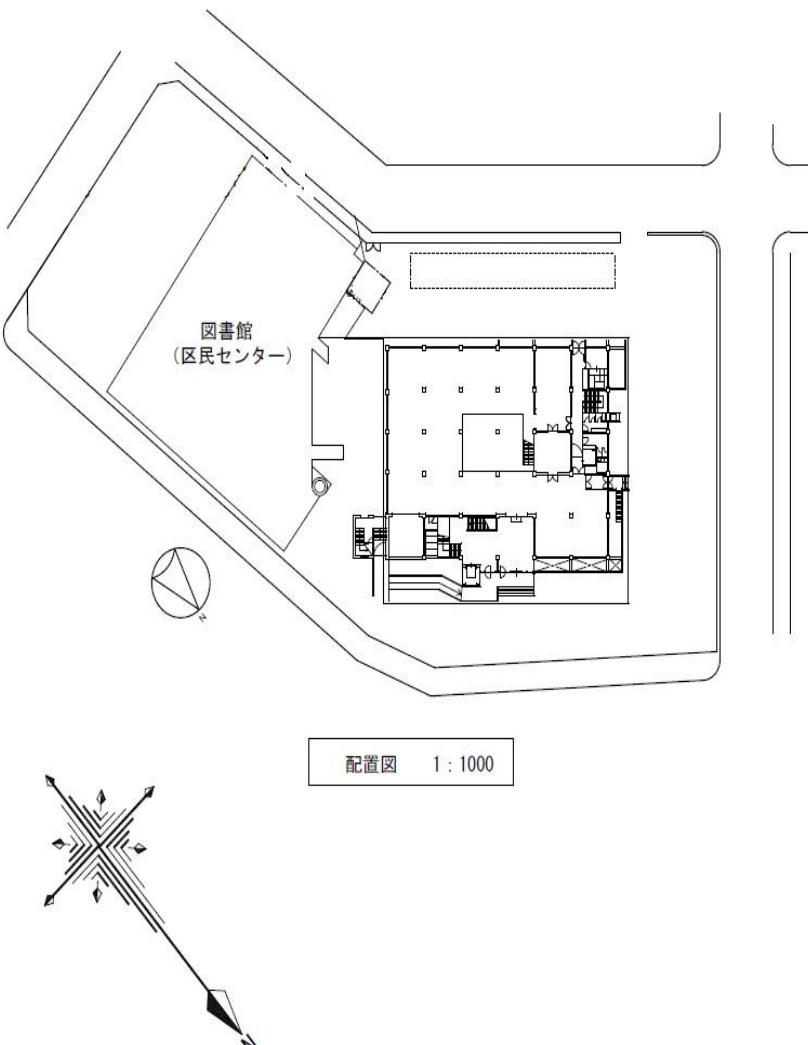
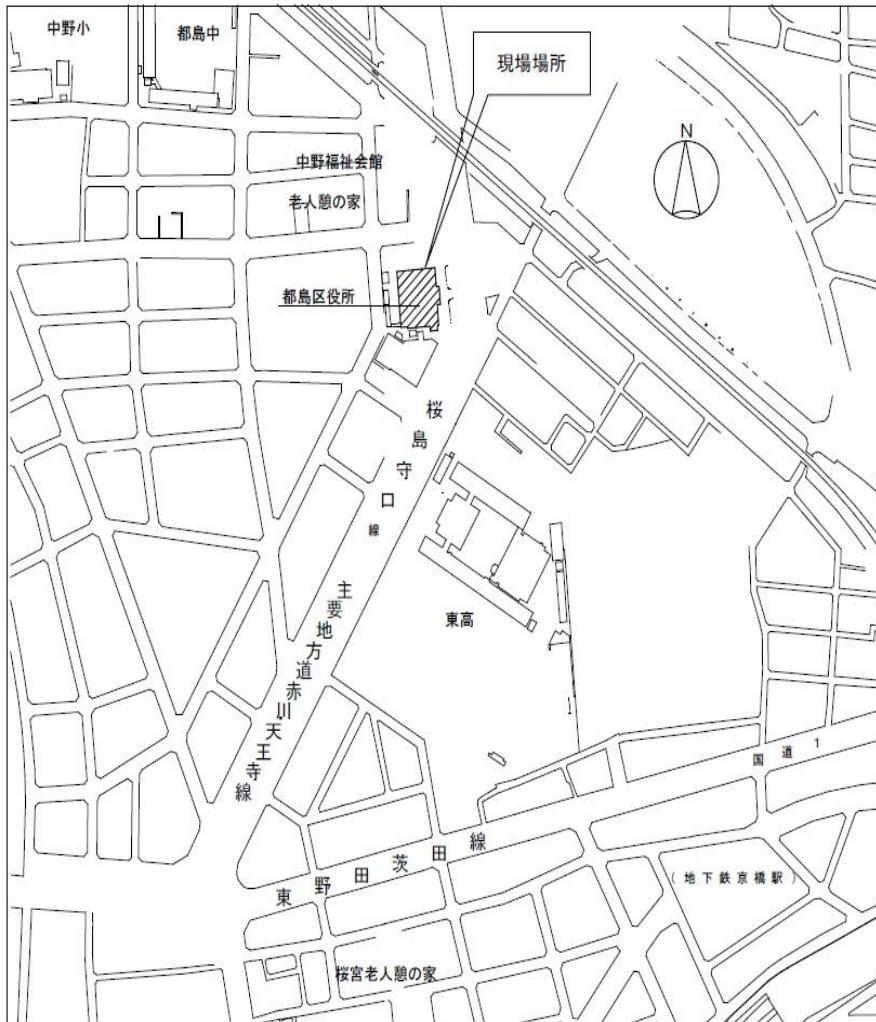
- (1) 受注者は業務の実施にあたり、労働安全衛生法その他関係法令を遵守し、常に安全に留意して現場管理を行い、災害及び事故の防止に努めること。
- (2) 試料採取に際し、アスベストばく露の可能性があるため、防塵マスク、防護服、手袋等の保護具を着用し、湿潤化（散水や薬剤の散布等）して採取すること。
- (3) 業務の実施にあたっては必要な安全措置を講じ事故の防止に努める。（業務を行う場所若しくはその周辺に第三者が存する場合又は立ち入る恐れがある場合には、危険防止に必要な措置を講じ事故発生の防止に努める。）
- (4) 業務中の受注者の責により生じた損害の補償は、受注者が負担する。
- (5) 本業務の履行に必要な直接物品等は全て受注者にて準備すること。
- (6) 採取した試料については、分析調査完了後、受注者の責任において適正に処分すること。
- (7) 調査方法及び内容に修正・変更等が必要となる場合には、事前に発注者と協議し、決定するものとする。
- (8) 本業務の実施により知り得た情報は、他へ漏らしてはならない。また、本委託業務終了後も同様とする。
- (9) 本仕様書に規定する事項は、受注者がその責任において履行するものとする。
- (10) 応札にあたっては本仕様書を十分検討し、疑義ある場合は質問期間内に指定の方法により質し、その内容を熟知のうえ応札するものとする。質問受付期間経過後の疑義については受け付けない。
- (11) 契約後、本仕様書に定めのない事項が生じた場合は発注者と受注者の協議による。
- (12) 契約後における仕様書の疑義については、発注者の解釈によるものとする。

## 11 事業担当

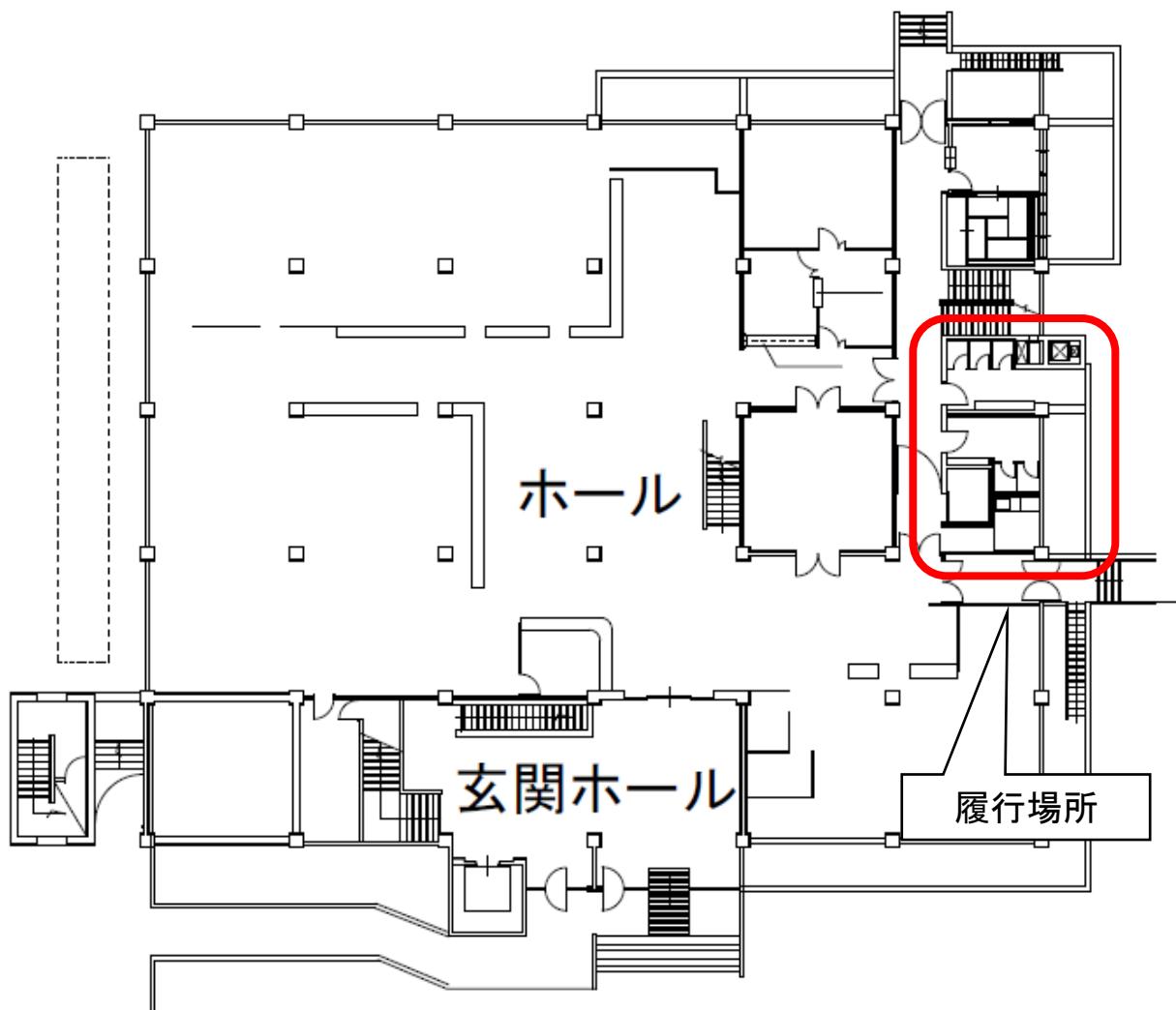
大阪市都島区役所 総務課（庶務） 小林・昇  
大阪市都島区中野町2丁目16番20号  
電話 06-6882-9625

【附近見取図及び配置図①】

別紙1



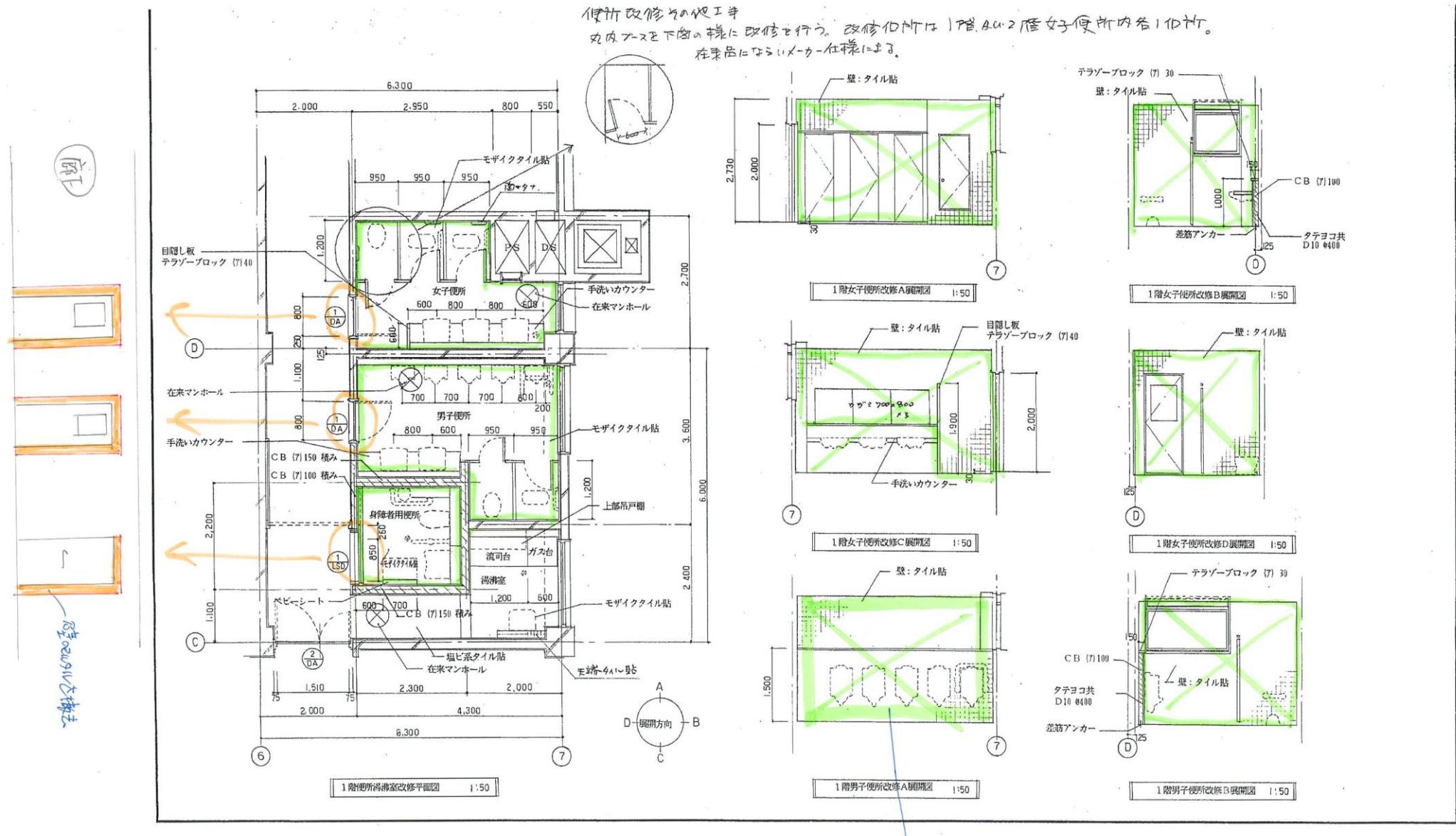
附近見取図 1:5,000



【1階平面図 1:800】

## 【採取箇所図①】

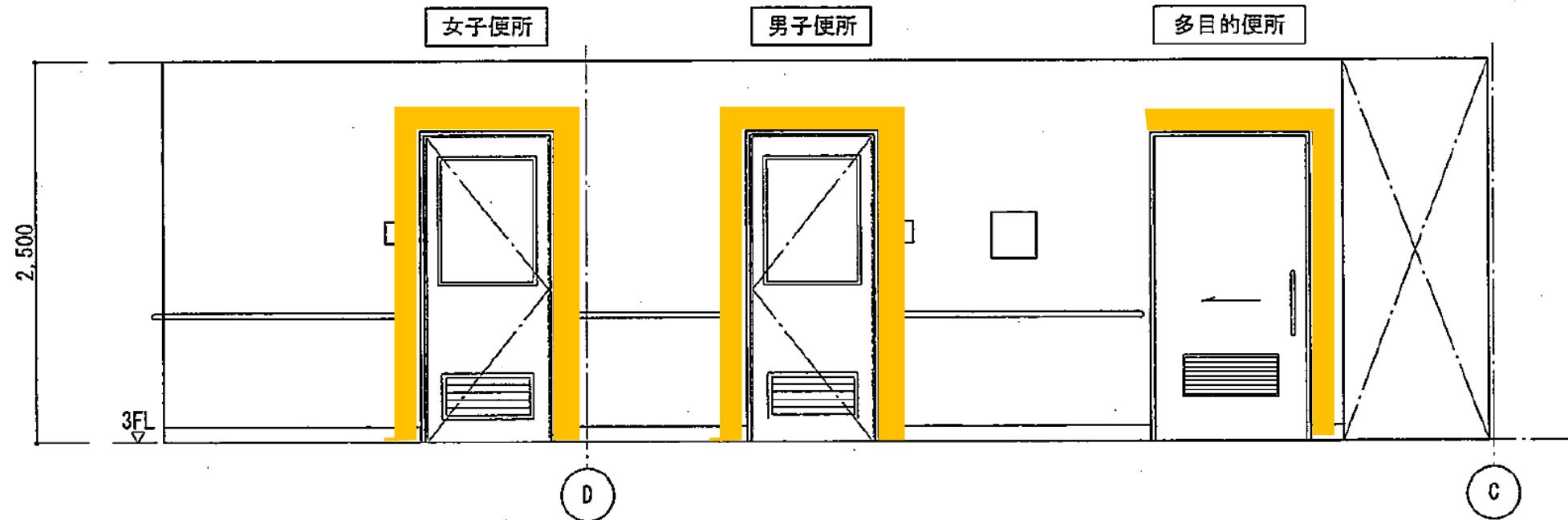
※下図の各便所（男子便所・女子便所・多目的便所）の内壁面（下図右側展開図の緑色マーカーで示した部分）から試料を採取すること。



壁面吹除全面撤去決定

## 【採取箇所図②】

※下図の各便房（男子便所・女子便所・多目的便所）の扉周辺（下図の橙色で示した部分。建具から10センチ程度以内）から試料を採取すること。



## 【室内仕上表（昭和41年新築工事）】

別紙5

階	室名	床	巾木	腰	壁	天井
共通	便所（男・女）	モザイクT	-	T(75)	MO押-VP	FS-VP

※T（陶磁器質タイル貼り）・MO押（モルタル塗コテ押出）・FS（フレキシブルシート）・VP（溶剤形ビニールレペンキ塗）

室内仕上表							
階	室名	床	巾木	脚	壁	天井	備考
1階	事務室	P.T.	P.T. (中木用)		H.P.VP (吹付)	P.B.W-VP	カットレーベン (ロウ) カラム
	書庫	M.O.HP	M.O.HP			P.B.W-VP	書架
	前室	P.T.	P.T. (中木用)		(吹付)	P.B-VP	
	便所(男)	モザイクT		T (吹付)		E.S.-VP	曲面
	福袋室						モザイク、ナチュラル
	浴槽室						
	浴室	A.T.	A.T. (吹付)				
	主階段	P.T. (張面) P.T. (側面)	P.T. (側面) (中木用)		M.O.W-VP (吹付) M.O.W-VP (吹付)	D.P. (スラッシュ下塗り) E.P.W-VP (吹付)	ノースリップ
	副階段	P.T. (-H-)	P.T. (-H-)				ノースリップ
	木造階段	"	"			D.P. (スラッシュ下塗り) E.P.W-VP (吹付)	ノースリップ
	屋外階段	M.O.HP (-L-)	M.O.HP (-L-)	M.O-VP	M.O.Z-1 (吹付)	アクリル吹付 アクリル吹付 (スラッシュ)	ノースリップ
	玄関ホール	クリナーツ				ハロ T.	スラッシュ (吹付)
	受付、相談室	P.T.	P.T. (中木用)		M.O.W-VP (吹付)	P.B.W-VP	カムマー V.B
	中央ホール	P.T.	P.T. (-H-)		M.O.Z-1 (吹付)	アクリル吹付	
	吹き抜け	"	"		M.O.W-VP (吹付)	P.B.R-VP	カムマー 向仕切 V.B
	廊下	"	"			P.B-VP	書架
	洋室	"	"			P.B-VP	カムマー V.B
	和室西室	たたみ				スカルプト (吹付)	和室 CR
2階	玄関	P.T.	P.T. (-中木用)		P.W. (吹付)	スカラップ (吹付)	V.B.
	玄関ホール	"	"		P.W. (吹付) E.P.W-VP	F.S.-VP	V.B.
	エレベーター	"	"		P.W. (吹付) E.P.W-VP		モザイク
	電気室	"	"		P.W. (吹付)		
	電気配線室	"	"		P.W. (吹付) E.P.W-VP	A.C.T-X	タクト、カーテンレール、端込
	電梯室	耐候性アクリル	耐候性アクリル	耐候性アクリル	M.O.W-VP	E.S.-VP	
	廊下	"	"		M.O.W-VP	P.B.W-VP	タクト
	会議室	P.T.	P.T. (中木用)		M.O.W-VP (吹付)	A.C.T-X	
	洋室	P.T.	P.T. (-H-)		P.W. (吹付)	A.C.T-X	
	和室	P.T.	P.T. (-H-)				
	和室東室						
	和室西室						
	洋室						
	出入口(南戸)	○	正面木フレーム				
	出入口(北戸)	①	フロアドレイン				
	出入口(北戸)	○	構成ルーフレイン				
	ベビーヤングラン	○	タツ織				
	カーテンレール	□	マンホール				
	壁名札	△	別荘工事				
	階段	△					